

川西市相談支援事業所新規開設サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「相談支援」という。）について、障害者の自立した地域生活を推進するに当たり、相談支援事業者の立上げ及び市内相談支援体制の強化を図るため、相談支援事業所を運営する法人の安定した事業運営に必要な費用の一部を補助することに関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者（以下「事業者」という。）は、令和5年12月末日までに障害者総合支援法第51条の20の規定による指定を受けた者であって、別表第1に定める区域において新たに指定特定相談支援事業所を開設し、当該事業所を運営するものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、市、川西市基幹相談支援センター及び市が委託を行う相談支援事業所等から相談支援に係る依頼を受けたときは、障害福祉サービスを円滑に利用することを目的とした障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を提供するよう努めるものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、上限額及び期間は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で決定するものとし、別表第2に定める区分ごとに、補助対象経費の金額と上限額のいずれか低い額を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて、相談支援事業所の市長の指定を受けた日から3月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 賃貸借契約等、賃借料を証する書類
- (4) 備品購入に要する費用を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 既に同一の事業で補助金の交付を受けた補助事業者は、当該交付の翌年度に引き続き第4条に規定する事務所の借上げ等に要する経費に係る補助金の交付を申請することができる。

3 前項の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に、次の書類を添えて当該年度の4月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の時期)

第7条 規則第7条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第17条第2項の補助金等交付請求書により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合には、補助金の概算払をするものとする。
(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた補助事業者に対する第6条第2項及び第3項、第7条及び第8条の規定並びに規則第10条、第14条及び第16条並びに第18条から第21条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

<p>明峰地域包括支援センター（明峰地域）の担当区域</p>	<p>鶯台1丁目及び2丁目、鶯が丘、錦松台、滝山町8番、西多田1丁目1・2番 西多田字上平井田、萩原2丁目及び3丁目、萩原台東1丁目及び2丁目、萩原台西1丁目から3丁目まで、南野坂1丁目及び2丁目、西多田南野山、湯山台1丁目及び2丁目、西多田湯山裏</p>
<p>多田地域包括支援センター（多田地域）の担当区域</p>	<p>新田1丁目から3丁目まで、新田、多田院1丁目及び2丁目、多田院、多田院多田所、多田院西1丁目及び2丁目、多田桜木1丁目及び2丁目、鼓が滝1丁目から3丁目まで、西多田（明峰小学校区を除く。）、西多田1丁目（1・2番を除く。）及び2丁目、東多田1丁目から3丁目まで、東多田、平野1丁目から3丁目まで、平野、矢間1丁目から3丁目まで、矢間東町</p>
<p>清和台地域包括支援センター（清和台地域、けやき坂地域）の担当区域</p>	<p>赤松、石道、芋生、けやき坂1丁目から5丁目まで、清和台東1丁目から5丁目まで、清和台西1丁目から5丁目まで、虫生、柳谷、若宮</p>
<p>緑台地域包括支援センター（向陽台、水明台、清流台、緑台地域）の担当区域</p>	<p>向陽台1丁目から3丁目まで、水明台1丁目から4丁目まで、清流台、緑台1丁目から7丁目まで</p>
<p>東谷地域包括支援センター（東谷地域）の担当区域</p>	<p>国崎、黒川、下財町、笹部1丁目から3丁目まで、笹部、大和東1丁目から5丁目まで、大和西1丁目から5丁目まで、長尾町、西畦野1丁目及び2丁目、西畦野、一庫、一庫1丁目から3丁目まで、東畦野1丁目から6丁目まで、東畦野山手1丁目及び2丁目、東畦野、丸山台1丁目から3丁目まで、見野1丁目から3丁目まで、緑が丘1丁目及び2丁目、美山台1丁目から3丁目まで、山原1丁目及び2丁目、山原、山下町、山下、横路</p>

別表第2（第4条、第5条関係）

区分	備品購入費	事務所の賃貸借に要する経費
補助対象経費	机、椅子、OA機器等、事務所の開設を目的として、相談支援事業所の開設の前後3月以内に購入した備品に要する費用。 (通常要する取付設置費を含む。)	障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定するサービス利用支援及び同項第2号に規定する継続サービス利用支援に係る提供数に2,000円を乗じて得た額、1月当たりの賃貸料相当額又は上限額のうち最も低い額（相談支援事業所の開設日の属する月から6月を経過するまでの間においては、5万円）
上限額	1事業所当たり27万円	月額5万円
対象期間		開設した月から起算して36月を経過した月までの間

備考

- 1 事務所の賃貸借に要する経費については、補助事業者が当該賃貸借に係る建物の所有者である場合その他これに類すると認められる場合には、補助対象経費としない。
- 2 この表において「提供数」とは、市が障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定するサービス利用支援及び同項第2号に規定する継続サービス利用支援の支給決定をする障害者の数をいう。
- 3 この表の規定により算定された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別記様式(第6条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

川西市長

申請者の住所又は所在地

申請者

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

補助金の交付を受けたいので川西市相談支援事業所新規開設サポート補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の名称	川西市相談支援事業所新規開設サポート補助金											
サービス利用支援並びに継続サービス利用支援提供見込件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
交付申請額	_____ 円 内訳 備品購入費（初回のみ）：_____ 円 家賃額：_____ 円											
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 賃貸借契約等、賃借料を証する書類 (4) 備品購入に要する費用を証する書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類											

(注) 見込件数について、開設していない月は×を記入すること